

アンモニア運搬船に係る特別規定が適用される鋼材に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

アンモニア運搬船に係る特別規定が適用される鋼材に関する事項

改正理由

鋼船規則 N 編 17 章には、アンモニア運搬船に係る特別規定として、当該船舶の貨物タンク、プロセス用圧力容器及び貨物管に炭素マンガ鋼を使用する場合には、規格最小降伏点が 355N/mm^2 以下であって、実際の降伏値が 440N/mm^2 以下の鋼材を使用しなければならない旨規定している。

しかしながら、材料に関する要件を規定する鋼船規則 K 編において、上記の鋼材を区別するための具体的な要件がなく、現場での取り扱いに不具合が生じる可能性がある。

このため、アンモニア運搬船に係る特別規定が適用される鋼材について、他の鋼材と明確に区別することができるよう、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) アンモニア運搬船に係る特別規定が適用される鋼材にあつては、事前に本会の確認を得て、降伏点又は耐力の規格最大値を設定することができるよう改めた。
- (2) 上(1)を適用した鋼材について、材料記号の末尾に付す記号を規定した。
- (3) アンモニア運搬船に係る特別規定を適用する場合は、材料記号の末尾に降伏点又は耐力の規格最大値と「U」を付した鋼材を使用しなければならない旨規定した。

改正条項

鋼船規則 K 編 3.4.5, 3.4.11, 4.2.5, 4.2.9, 4.5.5, 4.5.10

鋼船規則検査要領 N 編 N17.12